

屋外客席を設置して営業を始められる皆さんへ

「飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する要綱」平成18年11月1日 18福保健食第1846号

営業形態が多様化している中、いわゆるオープンカフェなど屋外に客席を設けることを希望されることが多くなっています。しかし、屋外に客席を設けることにより、食品へ虫などの混入や周辺への騒音・臭気の発生などの問題が起きることもあります。

東京都では、「飲食店及び喫茶店営業の屋外客席に関する要綱」により、屋外客席を設ける場合の基準を定めています。事業者の方は、よく基準を理解して、苦情発生等の防止に努めてください。

対象業種

屋外客席を設置できる業種は、「飲食店営業及び喫茶店営業」です。

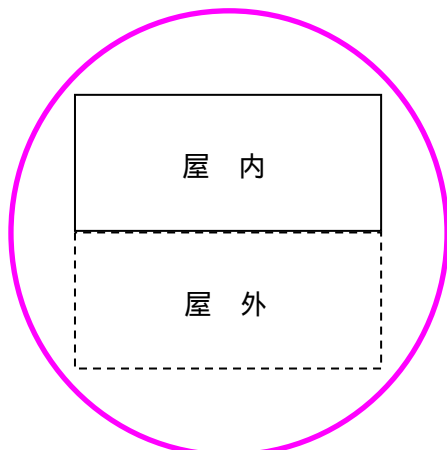
ただし、臨時営業、引車、自動車による移動営業並びに天ぷら船、屋形船及び自動販売機による営業を除きます。

屋外客席の設置場所と規模

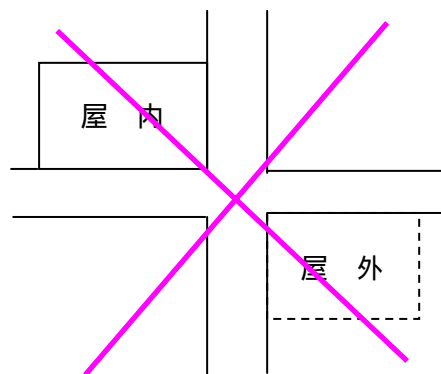
設置場所

屋外客席は屋内客席に隣接して設置していなければいけません。

ただし、道路の占有許可を受けて設置する場合には、除外されることがあります。



良い例



悪い例

屋外客席の規模

屋外客席の規模（面積）は、屋内客席の規模を超えない程度でなくてはなりません。

（理由）

衛生的な管理をきちんと徹底するために
天候の変化に際し、客を屋内の客席へ移動できるために
周辺環境への影響を少なくするために

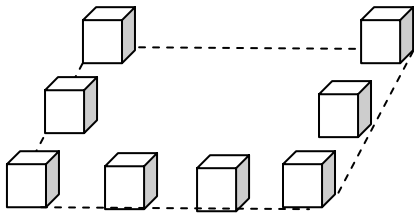
ホテルの中庭等で、一時的に規模を拡大して設置する場合などは、除かれる場合があります。

屋外客席の基準

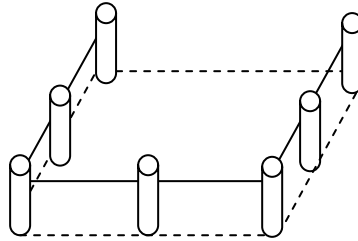
施設基準

屋外客席は一定の区画をしなければなりません。

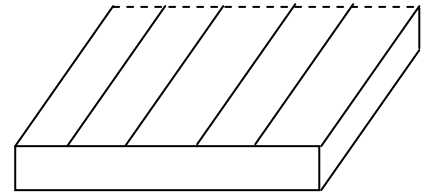
<区画の例>



植栽、観葉植物など



ポール付きロープなど



デッキなど

公衆衛生上講ずべき事項

屋外客席では、サラダバー、バイキング、フリードリンクコーナー等の食品の陳列設備若しくは調理設備又は焼き台等の客の調理設備を設けてはいけません。

苦情を防止するために！

屋外の客席は、道路の不正使用、騒音、臭気等に係る近隣住民等からの苦情の原因となりやすいです。営業者は、「排煙、臭気、騒音又は排水等により、近隣の快適な生活を阻害することのないようすること。」を守らなければなりません。また、苦情等が発生しないよう、食品衛生法だけでなく他法令も遵守しましょう。

排煙、臭気、騒音又は排水等により、近隣の快適な生活を阻害することのないようにしなければいけません。

屋外客席の設置場所が、近隣住民の居住に接している場合は、居住との敷地境界線から一定の距離を置いて設置しましょう。

居住区域等で営業する場合は、周辺の環境確保の観点から、深夜には屋外客席を使用しないようにしましょう。

屋外客席を設置する場合の手続き

営業設備の概要	
設置場所	公有地等 公有地等以外 ()
屋外客席の面積	12 m ²
屋外客席の区画	ついでに 観葉植物 雑草 ポール付ロープ デッキ (その他)
設置期間	10月1日～10月31日まで
設置時間	10時 00分から 21時 00分まで
定休日	月曜日

敷地境界線、道路との境界線、屋外客席の配置区(書き切れない場合は裏面使用のこと)

事前相談

施設の工事着工前に施設の設計図等を持参の上、事前にご相談ください。

屋外客席を併設したお店を新たに始められる方

営業許可申請の際に屋外客席用の営業設備の概要に屋外客席の配置、施設境界線、道路との境界線等を記入してください。

既存の施設に屋外客席を新たに設置する方

変更届提出の際に屋外客席用の営業設備の概要に屋外客席の配置、施設境界線、道路との境界線等を記入してください。

(左図参照)

公有地等を使用する方

公有地等に従たる客席を設置する場合

- ・屋外客席設置届
- ・法令、条例等に基づく当該公有地等の使用等の許可等を受けていることを証明する書面の写し
- ・当該公有地等の使用等の許可等を受けた者が営業者以外の場合、許可を受けた者からの当該公有地等の使用承諾書

(左図参照)

屋外客席を設置後に必要な届出

公有地等に屋外客席を設置した場合
規模の拡大を伴う場合
屋外客席を廃止した場合

→ 変更届の提出

屋外客席の一時的な撤去
規模の縮小を伴う場合変更 ⇔ なし

平成 年 月 日

東京都 保健所長 殿

届出者 住所 郵便番号 000-0000
電話番号 0000-00-0000

フリガナ トウキョウ タウ
氏名 東京 太郎

昭和 年 月 日生

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

屋外客席設置届

下記のとおり公有地等に屋外客席を設置しますので、飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する取扱要綱第6の2の規定により届け出ます。

記

営業所の所在地	東京都 市 町二丁目3番4号 電話番号 0000-00-0000		
フリガナ 営業所の名称等			
営業許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
第 号 年 月 日	飲食店営業	喫茶店営業	
公有地等の占用・使用等 許可番号及び許可年月日	許可期限及び占用等名称	許可者	
1 第 号 年 月 日			
2 第 号 年 月 日			
3 第 号 年 月 日			
4 第 号 年 月 日			
設置期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

添付書類 1 法令、条例等に基づく当該公有地等の使用等の許可等を受けていることを証明する書面の写し
2 当該公有地等の使用等の許可等を受けた者が営業者以外の場合、許可を受けた者からの当該公有地等の使用承諾書